

第14次千葉労働局労働災害防止計画の概要

千葉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害防止計画及び第13次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況

労働災害防止計画とは

- ・労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。
- ・第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）は、令和5年3月8日付け厚生労働省発基安0308第1号をもって通知。

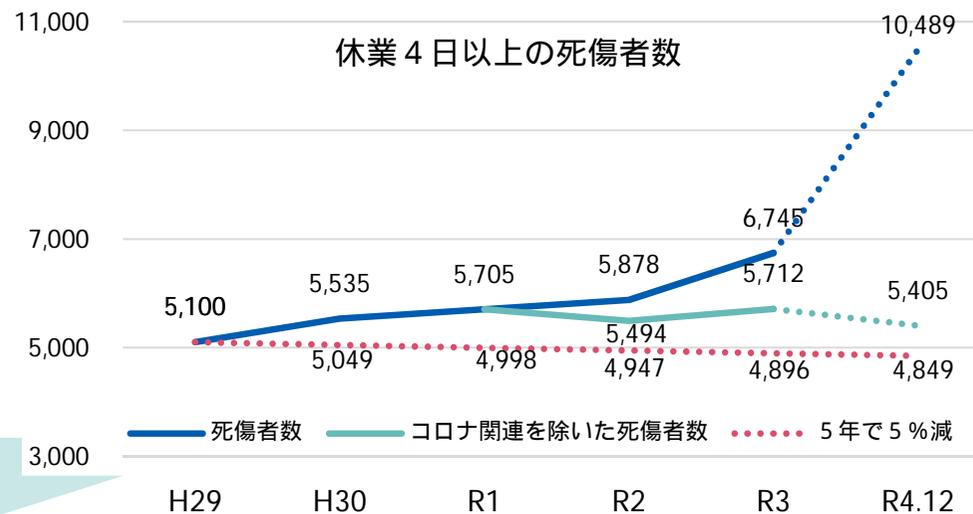
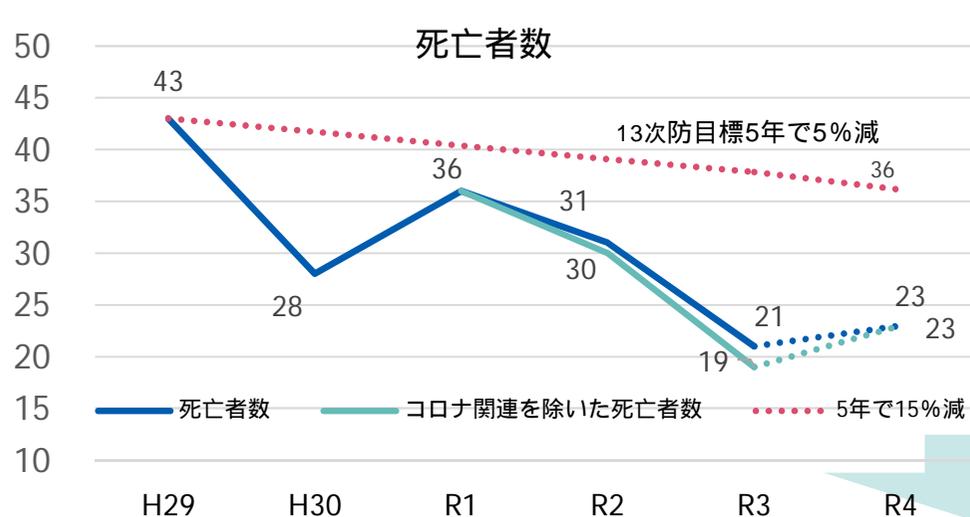
【参照条文（労働安全衛生法）(抄)】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

- ・千葉労働局においては、全国計画の実効ある推進を図るため、県内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、第14次千葉労働局労働災害防止計画を策定。

今期（第13次労働災害防止計画期間）における労働災害発生状況

- ・第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）では、**死亡者数の減少を図ることができた**。
- ・**中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が遅れており**、また、**60歳以上の労働者の割合が増加**した影響により、**死傷者数が増加した**。
- ・**中高年齢の女性をはじめとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)**を占める。



転倒防止対策や高年齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

第14次労働災害防止計画（概要） 令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・第13次労働災害防止計画期間における60歳以上の死傷者数の増加率と比較して、第14次労働災害防止計画中の増加率を減少させる。
労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少 **死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性をはじめとして高い発生率となっている転倒等につき、経済的損失の「見える化」と、転倒等災害防止の設備等の普及を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等、腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく対策の促進（エッセンス版等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

第14次労働災害防止対策の概要

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策への推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、石油コンビナート

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策）

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策）

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（ウ）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策）

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策）

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 石油コンビナート等特別防災区域にある災害防止対策協議会（市原臨海地区、袖ヶ浦地区）を通じて、非定常作業時のリスクアセスメントの実施率を2027年までに80%以上とする。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる保健衛生業における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 第13次労働災害防止計画期間における60歳以上の死傷者数の増加率と比較して、第14次労働災害防止計画中の増加率を減少させる。
増加率とは、各計画期間の最終年の死傷者数を同期間の初年の死傷者数で除したものの増加率とする。
- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 石油コンビナート等特別防災区域における異常現象（爆発・火災・漏洩）の件数を2022年と比較して減少に転じさせる。

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）

（オ）労働者の健康確保対策の推進（重点対策）

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策）

- 労働安全衛生法第57条と第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
-
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率 を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- ・ 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較2027年までに減少に転ずる